



芸団協

公益社団法人日本芸能実演家団体協議会

2024 年度年次報告

Annual Report 2024

Japan Council of Performers Rights &
Performing Arts Organizations



芸能が 豊かな社会をつくる

Performing Arts to Enrich the Society

公益社団法人日本芸能実演家団体協議会(芸団協)とは

芸団協は、俳優・歌手・演奏家・舞踊家・演芸家・演出家・舞台監督などのあらゆる実演芸術分野の実演家団体・スタッフ・制作者等の団体を正会員とする社団法人で、1965年に設立され、2012年に公益認定を受けました。

実演に係る著作隣接権者の権利の擁護と、公正円滑な利用の実現のための実演家著作隣接権センター事業を中心に、多様な実演芸術の創造と享受機会の充実を図るための実演芸術振興事業を一体化して行うことにより、心豊かな社会をつくり、もって我が国の文化芸術の発展に寄与することを目的としています。

About Geidankyo

Geidankyo, the Japan Council of Performers Rights & Performing Arts Organizations, founded in 1965 with member organizations representing actors, singers, musicians, dancers, entertainers, producers, stage directors, staff and creators involved in the performing arts, was officially certified as a public interest incorporated association in 2012.

Geidankyo's main activity is aim at the protection of performers' neighboring rights through its Center for Performers' Rights Administration (CPRA) to ensure fair exploitation of performances, and the promotion on opportunities for creation and enjoyment in the performing arts, with the goals of contributing to the development of culture and the arts in Japan.

目次 Contents

- | | | | |
|----|---|----|--------------------------------------|
| 01 | ご挨拶
Chairman's Message | 10 | 調査研究・政策提言
Research and Advocacy |
| 02 | 実演家著作隣接権センター事業
Center for Performers' Rights Administration (CPRA) | 11 | 組織・運営
Organization and Management |
| 07 | 実演芸術振興事業
Promotion of Performing Arts and Culture | | |



GEIDANKYO

[芸団協のシンボルマークについて]

1995年に芸団協30周年記念事業のひとつとして、彫刻家・佐藤忠良氏に依頼し制作されたものです。

ご挨拶

Chairman's Message

公益社団法人日本芸能実演家団体協議会会長・能楽師(人間国宝)

野村 萬 Nomura Man

Chairman, Japan Council of Performers Rights & Performing Arts Organizations
Noh Actor (Living National Treasure)



撮影：武藤奈緒美

人々の往来が活発になり、各地で様々な公演や催事が行われるようになりました。賑わう様子を見聞きする度、数年前の閉塞感に満ちた日々が思い出され、やはり芸能は心を豊かにするものであると改めて感じ入ります。皆様が芸能を楽しみ、親しみ、支えてくださることで、我々実演家は生活の基盤を築き、活動を続けていくことが出来るのです。

しかし、コロナ禍では、実演家をはじめ芸能・芸術に携わることが、仕事として保障されていないという脆弱性が露呈しました。こうした状況を打開すべく、芸団協は50年続く実態調査をはじめ、実演家やスタッフが抱える問題意識や働き方の特徴を把握するための調査研究に独自に取り組み、広く社会へ発信するとともに、国に対する要望や、業界団体間の連携にも繋げております。そして、芸術家のための社会保障については、さらに研究を深化し、関係団体の理解を得て、いよいよ業界全体で芸術家を支える「互助の仕組み」の実現に向けて、一步を踏み出す段階となりました。

2025年12月、芸団協は創立60周年を迎えます。当時の設立趣意書には、次のような記述があります。

私共芸能実演家は、平生健全でよりよき芸能の提供者であることを無上の誇りと考えて居りますし、同時にその社会的、文化的責任の重さを自覚すればこそ、安んじて芸道に精進出来るようなより豊かで安定した生活を求める

先人の思いを受け継ぎ、今一度この原点に立ち返り、実演芸術に携わる人々が安心して、安全に活動を継続しうる環境を整えることは、芸団協の使命であると考えております。この歩みを進めるに当たりまして、引き続き皆様のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

Now that people are actively out and about again, a broad range of performances and other events are being held throughout the country. When I see and hear how lively things are becoming, I am reminded of those days just a few years ago that were so filled with a sense of hopeless stagnation. It makes me realize once again how the performing arts truly bring spiritual enrichment to our world. Thanks to everyone's enjoyment, familiarity with, and support for the arts, we performers are able to build a stable base for our livelihoods and sustain our activities.

The COVID-19 pandemic, however, exposed the vulnerability of performers and others working in the performing arts and other fields in the arts, because many are freelancers, with no guaranteed working income. Geidankyo has independently conducted research on conditions in our area of expertise for fifty years, plus other research on the issues performers and staff members face and the distinctive characteristics of the way they work. We have shared those results widely with society and have connected them to our requests for government intervention and to cooperation among organizations in related industries.

Having conducted even deeper research on a social safety net for artists and received the understanding of related organizations, we have at last reached the stage of taking first steps towards achieving a mutual support system that will sustain artists throughout the related industries as a whole.

In December 2025, Geidankyo will celebrate its sixtieth anniversary. The prospectus issued at our founding stated:

We, as performing artists, take the utmost pride in being sound and exemplary providers of the performing arts. At the same time, precisely because we are aware of the weight of our social and cultural responsibilities, we seek a richer and more stable life that allows us to devote ourselves, with peace of mind, to our art.

Carrying on the aspirations of our predecessors and returning once again to this original principle, we believe it is Geidankyo's mission to create an environment where those involved in the performing arts can continue their activities safely and securely. As we move forward on this path, we ask for your continued support and cooperation.

実演家著作隣接権センター (CPRA) 事業

Center for Performers' Rights Administration (CPRA)

権利者による公正円滑な運営体制

1993年、実演家著作隣接権センター (CPRA／クプラ)は実演家の著作隣接権処理業務を適正に行うための専門機関として、芸団協と関係団体の協力により発足しました。一般社団法人日本音楽事業者協会 (JAME)、一般社団法人日本音楽制作者連盟 (FMPJ)、一般社団法人MPN (MPN) 及び一般社団法人映像実演権利者合同機構 (PRE)の権利委任団体による「権利者団体会議」(定款40条第3項)、並びに「実演家著作隣接権センター委員会 (運営委員会)」(定款40条第2項)を設置して、より一層独立性、権利者性及び透明性の高い運営の維持に努めています。

実演の円滑な利用を促進するとともに、実演に係る著作隣接権の擁護を図ることで、創作活動を支え、文化芸術の発展に貢献しています。

Center for Performers' Rights Administration (CPRA)

In 1993, the Center for Performers' Rights Administration (CPRA) was established by Geidankyo as a specialized body for appropriate administration of performers' rights with the cooperation of other concerned organizations.

Rights Holder Members Committee and the CPRA Executive Committee were formed of such right holder societies as the Japan Association of Music Enterprises (JAME), the Federation of Music Producers Japan (FMPJ), Music People's Nest (MPN) and Performers' Rights Entrustment (PRE) for administering performers' rights independently, transparently and on rightsholders own initiative.

CPRA is supporting creative activities and contributing to the development of culture and art by promoting smooth use of performances and protecting performers' rights.

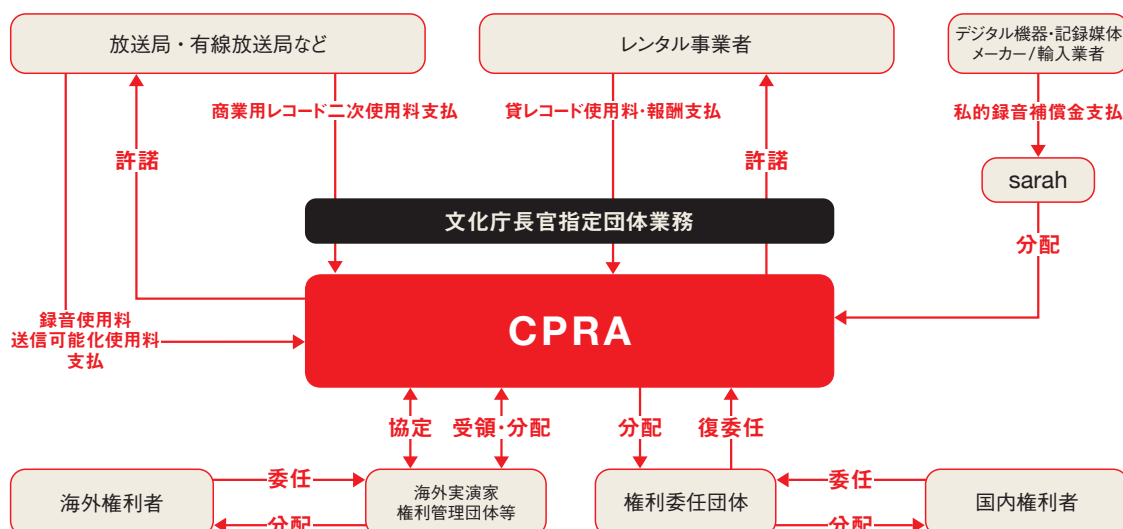
CPRAの権利処理業務

著作権法上、音楽CDなど商業用レコードに録音されている歌唱や演奏などについて、実演家は著作隣接権を有します。しかし、実演家や権利者が自らその実演の利用実態を把握し、あるいは利用者が利用したい実演の権利者を探し出すには大変な労力がかかります。CPRAは実演家、権利者に代わって著作隣接権を集中管理することで、権利を保護するとともに、利用の円滑化に貢献しています。

CPRAは、商業用レコードを放送や有線放送で使用する際に放

送局等が支払う必要のある商業用レコード二次使用料と、商業用レコードを貸与する際にCDレンタル事業者が実演家に支払う必要のある貸レコード報酬を実演家等に代わって受け取る団体として、文化庁長官に指定されています。また、放送番組に使用された商業用レコードに録音されている実演の送信可能化等について、著作権等管理事業者として、集中管理を行っています。さらに、一般社団法人私的録音録画補償金管理協会(sarah)が徴収した私的録音補償金のうち、実演家分を受領し、分配しています。

《権利処理業務の流れ》



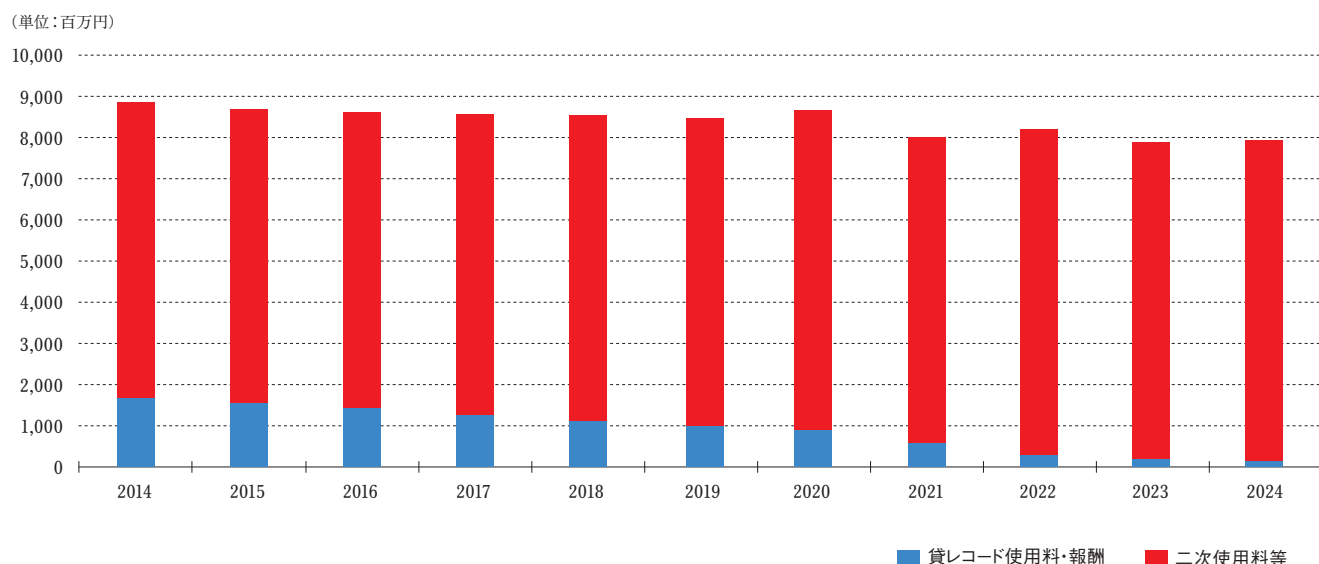
徴収業務

CPRAでは、地上放送(テレビ・ラジオ)、有料音楽放送、ケーブルテレビにおける有線放送、衛星放送及びコミュニティFM放送などを行う1,000を超える放送局から二次使用料等(商業用レコード二次使用料、録音使用料、送信可能化使用料)、並びにCDレン

タルを行う事業者から貸レコード使用料・報酬を徴収しています。また、放送番組のインターネット配信が広がりを見せる中、商業用レコードの利用促進に資するため集中管理体制を拡充するなど、状況の変化に対応し、適切な対価を徴収すべく努めています。

《徴収額の推移》

※当該年度決算額に基づき作成



2024年度を振り返って

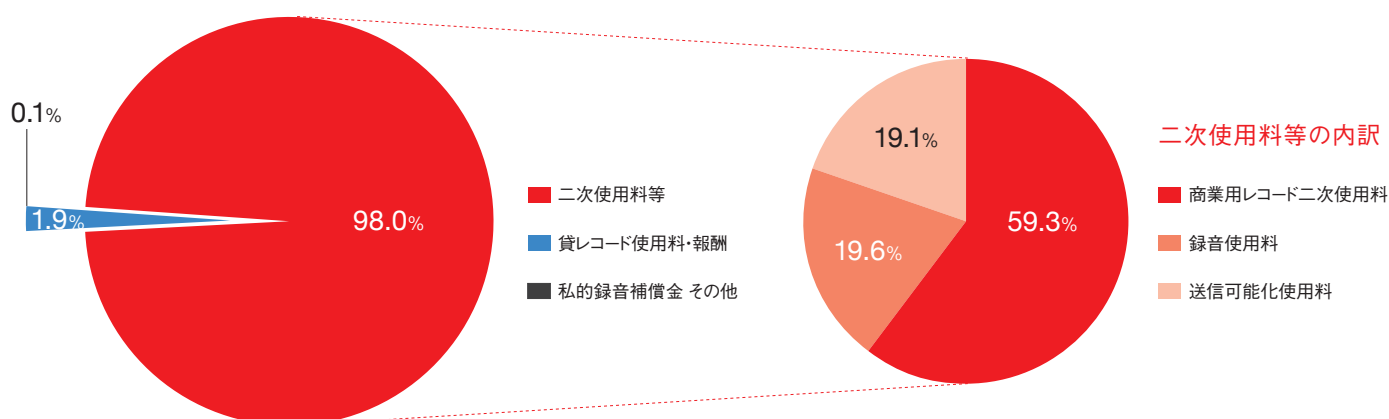
二次使用料等の徴収額は約78億円(前年度比101.5%)となりました。

広告収入減に伴い商業用レコード二次使用料及び録音使用料の徴収額は減少傾向となる一方で、放送番組の見逃し配信などが好調であり、送信可能化使用料の徴収額は増加したため、放送関係全体として徴収額が前年度を上回りました。

テレビ番組配信を行うTVerは好調であり、見逃し配信サービス全体の成長状況を踏まえ、送信可能化使用料の適正な対価について利用者団体と協議を行いました。

その他、貸レコード使用料・報酬の徴収額は約1億6000万円(前年度比68%)となり、縮小が進んでいます。

《2024年度徴収額の内訳》 徴収総額: 約79億6000万円

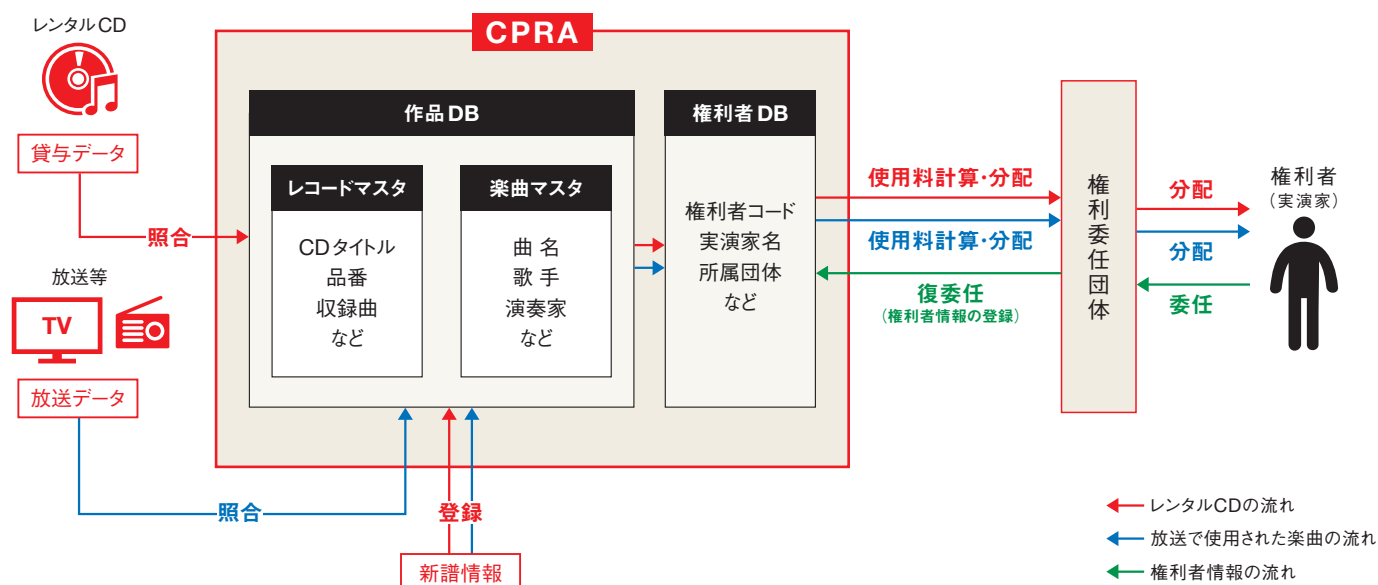


分配業務

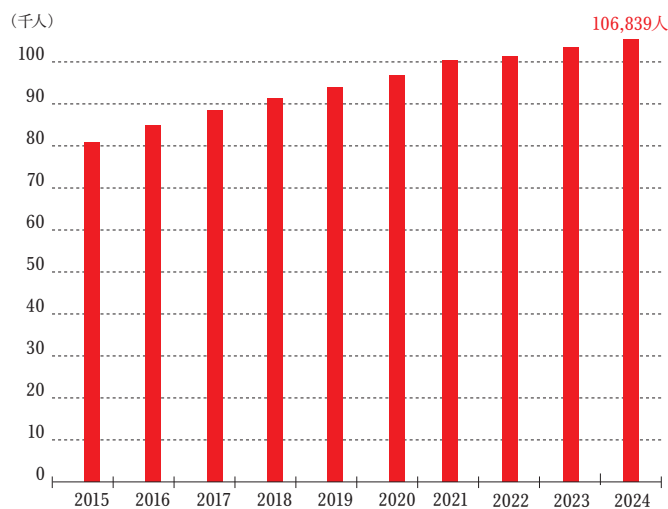
商業用レコード二次使用料や貸レコード使用料・報酬は、利用者から使用楽曲の報告を受け、それに基づき、権利者に分配しています。しかし、使用楽曲の報告を受けてから、その権利者を調べたのでは、分配までに時間がかかってしまいます。そのため、CPRAでは音楽作品に関するデータベースと、権利委任団体を通じて復委

任された権利者に関するデータベースを構築しています。これらのデータベースと、利用者から報告を受けた使用楽曲を照合することで、分配対象となる権利者を特定しています。効率的な分配を推進することにより、より多くの権利者に使用料等を分配できるよう努めています。

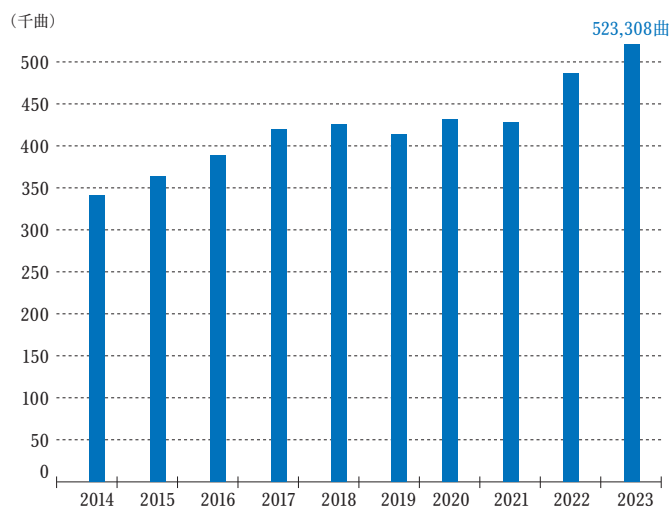
《分配業務の流れ》



《委任者数の推移》



《商業用レコード二次使用料 分配対象楽曲数の推移(邦盤)》



2024年度を振り返って

商業用レコード二次使用料、貸レコード使用料・報酬、録音権使用料、送信可能化権使用料、私的録音補償金について、例年同様に管理委託契約約款及び分配規程に基づき適正に分配を実施しました(総額約70億円)。

また、分配業務のさらなる精度向上のための協議を継続すると

もに、新規の委任取得、作品DB等の拡充及び権利委任団体間のデータ共有による業務の効率化を進めました。

2020年度末に発生した商業用レコード二次使用料海外徴収分の誤分配で過払いとなった権利者に対する返金請求業務は継続して行っています。

海外業務

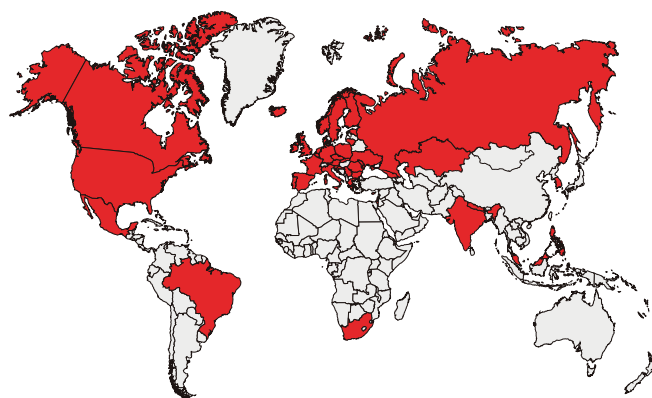
実演家の著作隣接権等は、世界の国々が加盟する条約により、国際的な保護の枠組みが整備されています。この枠組みの中で、海外実演家の権利が日本国内で保護されるとともに、日本の実演家の権利が海外で保護されることになります。そして、この仕組みを実務的に機能させるため、各国の実演家権利管理団体は協定を締結

し、それぞれの国で徴収した使用料・報酬等のうち相手国の委任者分を相互に送金しています。

CPRAは、1998年以降、実演家権利管理団体の国際組織であるSCAPRの正会員として、海外の実演家権利管理団体と積極的に協定を結び、実演家の権利の国際的な保護に取り組んでいます。

協定締結国一覧 (2025年3月31現在)

・アイスランド	・カザフスタン	・セルビア	・ベルギー
・アイルランド	・カナダ	・チェコ	・ポルトガル
・アメリカ	・韓国	・デンマーク	・ポーランド
・イギリス	・キプロス	・ドイツ	・マレーシア
・イスラエル	・ギリシャ	・ネパール	・南アフリカ
・イタリア	・クロアチア	・ノルウェー	・メキシコ
・インド	・ジョージア	・フィリピン	・モルドバ
・ウクライナ	・スウェーデン	・フィンランド	・リトアニア
・エストニア	・スペイン	・ブラジル	・ルーマニア
・オーストリア	・スロバキア	・フランス	・ロシア
・オランダ	・スロベニア	・ブルガリア	



2024年度を振り返って

30団体から約8200万円の徴収を行い、36団体に約5億3200万円及び47エージェントに約1億7700万円の分配を行いました。なお当該年度は2022年度、2023年度の2か年度徴収分の分配を実施したため、分配額が例年の約2倍となっています。

また、音楽市場規模の成長が著しいアジア地域における権利管理団体の育成支援として第2回アジア団体フォーラムを実施するなど、中長期的な視点での海外徴収業務の強化にも努めています。



実演家の権利管理に関するアジア団体フォーラム

法制広報業務

情報社会において実演の利用が多様化する中、実演家の権利が適切に守られるよう、CPRAでは国内外の動向を常に調査研究し、様々な場で実演家・権利者を代表して意見表明をしています。また、実演家の権利が適切に守られるためには、多くの人々が実演

の価値や権利保護について正しく理解し、さらに支持する土壌を醸成することが必要です。そのため、CPRAではウェブサイトや発行物を通じて、積極的な広報活動を行っています。

2024年度を振り返って

ウェブサイトの運営

CPRAの業務概要や、実演家の権利等に関する国内外の最新動向等について、SNSも活用しながら分かりやすい情報発信に努めました。



著作権・著作隣接権制度の普及啓発

国内外の関係機関などに参加協力し、講師派遣等を行うとともに、学会など学際的な場を通じてネットワーク形成に努めました。

『CPRA news Review』の発行

CPRAの活動を周知するとともに、実演家・権利者を取り巻く社会状況への理解を深めるため、ウェブサイトに掲載した中からじっくりと読んでもらいたい記事を取り上げた『CPRA news Review』を2回発行しました。



権利者4団体による運営

一般社団法人日本音楽事業者協会(音事協)、一般社団法人日本音楽制作者連盟(音制連)、一般社団法人MPN(MPN)及び一般社団法人映像実演権利者合同機構(PRE)の権利者4団体による権利者団体会議、並びに実演家著作隣接権センター委員会(運営委員会)を設置し、より一層独立性と専門性の高い運営の維持に努めています。



運営委員会の様子

一般社団法人日本音楽事業者協会(音事協)

1963年に音楽プロダクションを営む事業者が音楽事業及び関連事業の向上並びに近代化を図る目的で設立。1980年、通商産業大臣から社団法人の設立許可を受けました(2012年4月、一般社団法人に移行)。音楽芸能事業及び周辺事業に関する調査・研究、研修会・セミナー等の開催のほか、知的財産権の維持、管理及び保全等を行うとともに、内外関係機関等との交流等の諸事業、地球環境保全活動、災害救援活動等の社会貢献事業を積極的に行っています。



一般社団法人日本音楽制作者連盟(音制連)

1986年設立。1989年9月、文化庁長官から社団法人の設立許可を受けました(2010年12月、法人名を音楽制作者連盟から日本音楽制作者連盟に変更するとともに、一般社団法人に移行)。いわゆるJ-POP系アーティストが所属する音楽プロダクションで主に構成され、実演家及び音楽制作者の権利の擁護並びにプロダクションのビジネスモデル研究・支援、セミナー・研修会の開催、災害支援活動及び社会貢献活動等を積極的に行っています。



一般社団法人MPN(MPN)

1999年、音楽家関連の6団体(パブリック・イン・サード会、日本音楽家ユニオン、特定非営利活動法人レコーディング・ミュージシャンズ・アソシエーション・オブ・ジャパン、一般社団法人日本作編曲家協会、一般社団法人日本シンセサイザープロフェッショナルアーツ、公益社団法人日本演奏連盟)に加盟するミュージシャンを中心に演奏家権利処理合同機構ミュージックピープルズネストとして設立。2012年6月、一般社団法人演奏家権利処理合同機構MPNとして法人格取得、2023年8月に一般社団法人MPNに名称変更。アーティスト・ミュージシャンをはじめとする実演家全体の権利行使とその拡充をサポートするための諸事業を行っています。



一般社団法人映像実演権利者合同機構(PRE)

映像実演に関係する実演家団体・事業者団体により2001年設立。2005年に有限責任中間法人の法人格を取得し、2009年には一般社団法人へ移行しました。実演家の権利の保護と発展向上、及び適正な権利処理の遂行を目的とし、実演家・事務所・権利継承者から委任を受けて放送番組二次使用料等の徴収や分配を行っているほか、実演家の権利や映像実演の利用と流通に関する普及・啓蒙のため『季刊PRE』の発行、セミナー・シンポジウムの開催など、様々な事業を実施しています。



実演芸術振興事業

Promotion of Performing Arts and Culture

芸能の力を社会の力とするために

演劇・音楽・舞踊・演芸など実演芸術の魅力や価値を、より多くの人々に知っていただけるように、そして実演芸術における創造・継承・発展のサイクルを豊かに循環させていくために、芸団協では実演芸術振興委員会のもと、様々な事業を展開しています。

また、実演芸術の振興に関わる調査研究から、政府や東京都、新宿区その他の公的機関への政策提言や情報発信を行い、ともに連携して実演芸術が幅広く享受される仕組みづくりのために働きかけています。

法人創立40周年事業として、新宿区の旧校舎を借り受けて2005年に始動した「芸能花伝舎」は、2024年度には、15万人もの人々が訪れる施設になりました。実演芸術創造のための稽古場として、そして芸能の鑑賞・体験の機会を提供する場として、幅広く活用されている実績が高く評価されています。開場10周年の大規模な改修工事を経て2015年にリニューアルし、地域に根付いた芸能文化の拠点、創造活動を支える場として、さらなる発展を目指します。

Believing in the Power of Performing Arts to Empower Society

Geidankyo provides a wide variety of activities to promote the performing arts and culture. Its projects aim to create more and more opportunities for people to enjoy drama, music, dance, Engei-vaudeville and other performing arts, and to create a virtuous cycle of creation, succession and development for all of the performing arts.

Its activities range from research related to performing arts promotion to proposals presented to the governments of both national and local authorities such as Tokyo and Shinjuku Ward so that people can enjoy a wide range of opportunities in a variety of performing arts. In 2005, as a 40th anniversary commemorative activity, Geidankyo borrowed a closed elementary school from Shinjuku Ward and named it Geino-Kadensha. In the past fiscal year, 150,000 people used the facility. Its functions as a facility used for a wide range of activities, both as a venue for rehearsals and training in the performing arts and a space providing opportunities for people to enjoy and appreciate those arts have been highly praised. With the renewal of the facility in 2015, ten years after its opening, after the extensive renovations, Geidankyo is working towards the further development of Geino-Kadensha as a center for the arts and culture rooted in the local community and as a venue supporting creative activities.

実演芸術の魅力を届ける

伝統文化にふれる機会を

伝統文化の魅力をわかりやすく伝えるため、レクチャー、体験、鑑賞をセットにした「大人のための伝統文化・芸能体験事業」を年4回実施しました。

いけばな、日本舞踊、雅楽、能楽、講談、太神楽曲芸を楽しみました。 東京都、アーツカウンシル東京、芸団協共同主催



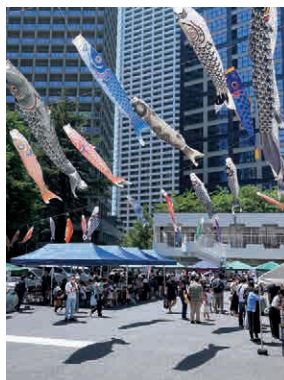
大人のための伝統文化・芸能体験事業

多彩な芸術・芸能を気軽に楽しむ機会を

芸能花伝舎にて、芸術団体、新宿区、地元の町会・商店会等と協力して取り組む「芸術体験ひろば」を5月5日に実施しました。19プログラムに延べ約1,900人が来場しました。 一部は新宿区事業

このほか、新宿区「文化体験プログラム」として、年間20本の文化芸術体験企画を芸能花伝舎ほかで実施しました。 新宿区事業

また、日本舞踊、三味線、狂言、和妻、落語の体験・鑑賞の機会を提供する「こども芸能体験ひろば」を、芸能花伝舎、三鷹市公会堂で開催しました。 東京都ほか主催



芸術体験ひろば



次代を育てる

伝統芸能の心を子どもたちに

数か月にわたり日本の伝統芸能を本格的にお稽古し、ひのき舞台上で発表する「キッズ伝統芸能体験」を実施しました。正会員団体等の協力のもと、能楽(謡・仕舞／狂言)、長唄(三味線／囃子)、三曲(箏曲／尺八)、日本舞踊の4分野を東京都内8か所の稽古場で、計16コース開催。約300名の小・中・高校生が参加しました。 東京都、アーツカウンシル東京、芸団協共同主催



キッズ伝統芸能体験



学校で実演芸術にふれる機会を

東京都内(島しょ含む)の小・中・高等学校・特別支援学校等、計60校に実演家等を派遣し、能楽や箏・三味線など日本の伝統芸能や、東京都の地域芸能や伝統工芸などの体験機会を提供する「子供のための伝統文化・芸能体験事業」を実施しました。 アーツカウンシル東京、芸団協共同主催



子供のための伝統文化・芸能体験事業

また、新宿区の区立小学校29校に実演家を派遣し、日本舞踊、狂言、落語、和妻の体験・鑑賞の機会を提供する「伝統文化理解教育」を実施しました。

新宿区教育委員会事業



まちの魅力を発信する

新宿区文化月間(10～11月)に区内で開催される文化関連事業の情報を集約し、ガイドブック作成、ウェブサイト等での発信を行いました。また、新宿フィールドミュージアム協議会を運営し、145団体(2025年3月時点)との連携のもと、主催事業「SHIN-ONSAI」等を実施しました。 新宿区事業

劇場・映画館・ギャラリーなどの様々な文化芸術が集積する日比谷・銀座・築地エリアの魅力を国内外へ発信する東京アート&ライブシティ構想実行委員会に参画し、事務局運営を担いました。



SHIN-ONSAI

芸能花伝舎の運営

2005年に、元小学校をリノベーションしてオープンした文化拠点「芸能花伝舎」。11の貸出スペースは、稽古、ワークショップ、研修、会議、撮影、イベント等、様々な創造活動と交流の場として活用され、全国から多くの人が訪れています。



運営協力団体

芸能花伝舎には、芸団協のほかに16の多彩な芸術団体等が事務所を構えており、施設運営やイベント企画等をサポートしています。団体間の協力・協働により、実演芸術の振興に向けた取り組みが活発に行われています。



《2024年度利用実績》

創造スペース利用率		
体育館		90.0%
稽古場・C棟(2室)		84.0%
稽古場(6室)		83.5%
会議室(2室)		61.8%
平均		80.1%
利用申込み件数		1,585件
利用人数(延べ)		150,617名

撮影利用件数		
TV		12件
映画		2件
CM・広告		5件
DVD・VIDEO		15件
新聞・雑誌・写真集		24件
その他		27件
計		85件

実演芸術振興事業および芸能花伝舎のウェブサイトを更新しました。芸能花伝舎のご利用についてのほか、芸団協の最新イベント情報や、過去の事業紹介も掲載しています。

<https://kakeru.geidankyo.or.jp/>



かける



調査研究・政策提言

Research and Advocacy

実演家がその技能、能力を十分に発揮し、安心して安全に活動が続けていけるよう、芸団協では諸問題の現状把握と解決に向けた様々な調査研究を行っています。また、実演家の権利を拡充し、実演家を取り巻く環境を改善していくために、関係団体と連携して政策提言を行うとともに、積極的な広報活動を行っています。

Geidankyo implements research on grasping the current situation and solving various issues in the field of performing arts. Also, to enhance the performers' rights and to improve the environment of performers, it advocates cultural policy in collaboration with relevant organizations and carries out positive public relations activities.

実演芸術を取り巻く環境を整えていくために

芸能実演家・スタッフの活動と生活実態調査

1974年から5年ごとに取り組んでいる本調査の第11回を実施しました。芸団協正会員団体に所属する実演家、スタッフを対象に、コロナ禍を経ての現状、インボイス制度やフリーランス法などの新しい法制度の影響などをアンケートしました。調査結果は、実演芸術分野の今後の発展に向けた基礎資料として広く活用されることを期待しています。

芸術家の社会保障等に関する研究

コロナ禍を機に立ち上げた本研究では、日本における制度のあり方を検討すべく、各国の法制度や民間の取り組みについて調査研究を行っています。2024年度は、文化芸術推進フォーラムと共同で「芸術活動および社会保障に関するアンケート」を実施し、美術、映画・映像、音楽などの分野で作家・クリエイターとして活動している人々の活動実態も調査しました。

文化芸術の担い手が社会保障への関心や意識を高める端緒となるよう、特設ウェブページで情報発信を行うほか、関係者との意見交換等を通じて「互助の仕組み」の実現に向けた意識醸成にも努めています。 SARTRAS共通目的基金助成

また、これまでの研究を活かし、東京芸術文化相談サポートセンター「アートノト」の「社会保障・セルフケア講座2024」の企画運営に協力しました。

東京都、アーツカウンシル東京主催



アメリカにおける芸術家の社会保障等に関する研究報告書

著作権制度等の改善に向けた議論への参加

関係省庁の審議会、検討会や関係団体の会議に参加しました。実演家団体を代表して、著作権制度等の改善や再構築に向けた議論に積極的に発言するとともに、DX(デジタルトランスフォーメーション)時代に対応したクリエイターへの適切な対価還元や、レコード演奏・伝達権、AIと実演に関して、ヒアリングを通じた意見表明や意見提出を行いました。

劇場等演出空間運用基準協議会の運営協力

劇場等演出空間運用基準協議会(略称「基準協」、構成14団体)の運営に協力し、『劇場等演出空間の運用および安全に関するガイドライン』および舞台技術の共通基盤形成のための教材『舞台技術の共通基礎』の改訂、普及を行いました。



劇場等演出空間の運用および安全に関するガイドライン ver.4



舞台技術の共通基礎 [改訂版2025]

文化芸術を政策の基盤に

文化芸術推進フォーラムとの連携

野村萬会長が議長を務める文化芸術推進フォーラムの事務局として、超党派の文化芸術振興議員連盟と連携し、文化芸術基本法の理念の浸透、啓発を図りました。芸団協は実演芸術分野の現状報告のほか、課題解決とさらなる文化芸術振興に向けて要望・提言などの活動に積極的に協力しました。

実演芸術分野が抱える問題の改善に向けて

芸団協正会員団体をはじめとする会員組織や業界団体らと、実演芸術分野における問題意識の共有を図りました。国立劇場再整備、首都圏の劇場・ホール相次ぐ改修・休館における問題についても動向を注視し、意見交換や要望を続けています。



国立劇場再整備と文化予算拡充の要望書を林芳正内閣官房長官に手交(2024年8月)

組織・運営

Organization and Management

定款（抜粋）

第3条〔目的〕 この法人は、多様な実演芸術の創造と享受機会の充実により心豊かな社会をつくるため、実演芸術活動の推進と実演の円滑な利用を促進するとともに、実演家の地位の向上と実演に係る著作隣接権者の権利の擁護を図り、もって我が国の文化芸術の発展に寄与することを目的とする。

第4条〔事業〕 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 実演家の著作隣接権の処理に関する業務
- (2) 実演家に係る商業用レコードの二次使用料に関する権利行使の受任、総額の取り決め、徴収及び分配
- (3) 実演家に係る商業用レコードの貸与の許諾に係る使用料及

び貸与に係る報酬に関する権利行使の受任、額の取り決め、徴収及び分配

- (4) 私的録音録画に係る指定管理団体が行う実演家に係る私的録音録画補償金の分配に関する業務
- (5) 実演芸術の担い手に関する技能、技術向上のための事業
- (6) 実演芸術の伝承、創造、公演、普及を促進し、その価値を向上し発展するための事業
- (7) 事業実施に必要な施設の設置・運営
- (8) 実演芸術及び実演に係る著作隣接権に関する内外諸問題の総合的調査と研究及び提言
- (9) その他目的の達成のために必要な事業

◎2024年度会計

《経常収益》

(単位：円)

科 目	金 額
特定資産運用益	161,589
受取入会金・会費	10,060,000
事業収益	
著作隣接権事業収益	7,963,396,962
実演芸術振興事業収益	398,995,054
受取助成金	11,823,877
受取寄付金	291,961
雑収益	4,520,560
合 計	8,389,250,003

《経常費用》

(単位：円)

科 目	金 額
事業費	8,377,654,172
管理費	103,350,890
合 計	8,481,005,062

《当期経常増減額》

(単位：円)

△ 91,755,059

◎役員一覧（2025年6月25日現在）

会長 野村 萬

専務理事 増山 周

常務理事 金井文幸 松武秀樹
福島明夫

理事 安部次郎 崎元 譲
猪崎弥生 三笑亭夢太郎
板垣一誠 椎名和夫
小野伸一 塩田秀夫
尾上墨雪 野田秀樹
小山久美 望月正樹
菊地哲榮 吉住小三郎
木谷真規 渡辺俊幸

監事 桑原 浩 龍村 全

参与 大和 滋

権利者団体会議

議長 瀧藤雅朝（一般社団法人
日本音楽事業者協会会長）
委員 野村達矢（一般社団法人
日本音楽制作者連盟理事長）
倉田信雄（一般社団法人MPN理事長）
小野伸一（一般社団法人
映像実演権利者合同機構代表理事）

実演家著作隣接権センター委員会（運営委員会）

委員長 中井秀範
副委員長 金井文幸 土屋 学
委員 相澤正久 才丸芳隆
池田正義 高村 宏
板垣一誠 千村良二
木谷真規 永田恵介
倉田信雄 中道秀夫

実演芸術振興委員会

委員長 尾上墨雪
副委員長 西濱秀樹
委員 青木鉄仁 花柳源九郎
加島正哉 安田武司
桂 福丸 山井綱雄
篠崎央多 山根起己
田澤祐一 吉住小三郎
成澤千香子

◎2024年度寄付

2024年度、以下の方々よりご支援をいただきました。芸団協へのご寄付については、ウェブサイトをご覧ください、お電話にてお問い合わせください。

●サポート会員※（敬称略）

【団体】

公益財団法人稲盛財団
学校法人東成学園・昭和音楽大学
公益財団法人新国立劇場運営財団
株式会社TBSテレビ
びあ株式会社
株式会社BBI花座

【個人】

安部富士男 田北志のぶ
今村草玉 トレウバエフ美奈

※サポート会員制度：毎年度、定額を継続的にご支援いただく制度

●寄付者（敬称略）

【団体】

株式会社エス・シー・アライアンス
一般社団法人全日本児童舞踊協会

●マンスリーサポーター※（敬称略）

岡田好史
山口美央子
ほか非公開1名

※クラウドファンディングサイト READYFOR を通じて
ご支援いただく制度

●寄付型自動販売機の設置※

玉川大学芸術学部(株式会社伊藤園)
梨木パレエスタジオ(株式会社八洋)

※自動販売機の売上の一部を寄付金としていただく仕組み

芸団協では「芸能みらい基金」を設置して、4つの使用目的ごとに寄付金を管理しています。
いただいたご寄付はすべて公益事業に大切に使用させていただきます。

【使用目的】

- 1. 実演芸術の環境改善や実演家セーフティネット構築のための調査研究・政策提言
- 2. 子どもの成長に芸術の力を活かす活動
- 3. 国内外に実演芸術の魅力と価値を伝える活動
- 4. 法人の活動全般



公益法人である芸団協へのご寄付は、所得税、法人税、相続税が軽減されます。
遺贈・相続寄付のご相談も受け付けております。
ご寄付について詳しくはウェブサイトをご覧ください、お電話にてお問い合わせください。

◎正会員団体・賛助会員団体（2025年5月30日現在）

【演劇部門】

一般社団法人JAPAN ACTION GUILD
一般社団法人全国専門人形劇団協議会
名古屋放送芸能家協議会
一般社団法人日本映画俳優協会
一般社団法人日本演出者協会
一般社団法人日本芸能マネージメント事業者協会
公益社団法人日本劇団協議会
日本児童・青少年演劇劇団協同組合
日本新劇製作者協会
日本新劇俳優協会
日本人形劇人協会
公益社団法人日本俳優協会
協同組合日本俳優連合
一般社団法人日本モデルエージェンシー協会
一般社団法人人形浄瑠璃文楽座
公益社団法人能楽協会

【邦楽部門】

一般社団法人大阪三曲協会
一般社団法人関西常磐津協会
一般社団法人義太夫協会
清元協会
一般財団法人古曲会
新内協会
特定非営利活動法人筑前琵琶連合会
公益社団法人当道音楽会
常磐津協会
一般社団法人長唄協会
名古屋邦楽協会
公益社団法人日本小唄連盟
公益社団法人日本三曲協会
日本琵琶楽協会

【洋楽部門】

一般社団法人グランドオペラジャパン
一般社団法人JDDA
(Japan Dance Music & DJ Association)
一般社団法人日本音楽制作者連盟
公益社団法人日本演奏連盟
公益社団法人日本オーケストラ連盟
日本音楽家ユニオン
一般社団法人日本歌手協会
一般社団法人日本作曲曲家協会
一般社団法人
日本シンセサイザープロフェッショナルアーツ
特定非営利活動法人日本青少年音楽芸能協会
特定非営利活動法人日本レコーディングエンジニア協会
パブリック・イン・サード会
特定非営利活動法人
レコーディング・ミュージシャンズ・
アソシエーション・オブ・ジャパン

【舞踊部門】

一般社団法人現代舞踊協会
一般社団法人全日本児童舞踊協会
一般社団法人日本ジャズダンス芸術協会
公益社団法人日本バレエ協会
一般社団法人日本バレエ団連盟
公益社団法人日本舞踊協会
一般社団法人日本フラメンコ協会
一般社団法人日本ベリーダンス連盟

【演芸部門】

公益社団法人上方落語協会
関西演芸協会
関西芸能親和会

講談協会

太神楽曲芸協会
一般社団法人東京演芸協会
公益社団法人日本奇術協会
一般社団法人日本浪曲協会
一般社団法人ボーイズ・バラエティー協会
一般社団法人漫才協会
一般社団法人落語協会
公益社団法人落語芸術協会
公益社団法人浪曲親友協会

【その他の部門】

一般社団法人沖縄県芸能関連協議会
一般社団法人雅楽協会
公益社団法人日本照明家協会
公益社団法人日本舞台音響家協会
一般社団法人日本舞台監督協会
日本民俗芸能協会

(計70団体)

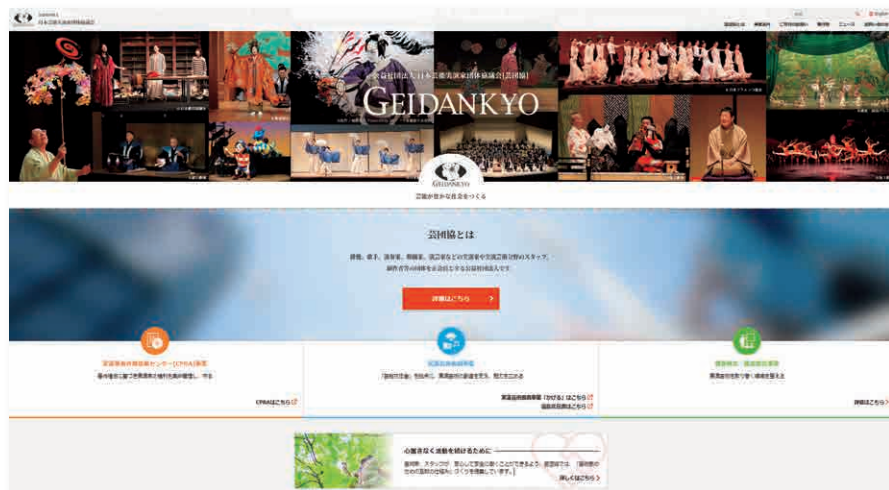
【賛助会員】

愛知県舞台運営事業協同組合
一般社団法人映像実演権利者合同機構
一般社団法人MPN
全国舞台テレビ照明事業協同組合
東京芸能人国民健康保険組合
一般社団法人日本音楽事業者協会
日本舞台音響事業協同組合

(計7団体)

芸団協ウェブサイトでは、団体情報や沿革のほか、これまでの調査研究・政策提言活動、各事業の最新情報等を随時更新しています。

迅速に分かりやすくお伝えしてまいりますので、ぜひご覧ください。



公益社団法人日本芸能実演家団体協議会
www.geidankyo.or.jp



オペラシティ事務所／実演家著作隣接権センター (CPRA)

徴収業務部・分配業務部・海外業務部・法制広報部・経理部・総務部
著作隣接権総合研究所

〒163-1466 東京都新宿区西新宿3-20-2 東京オペラシティタワー11階
Tel: 03-5353-6600 Fax: 03-5353-6614



芸能花伝舎事務所 実演芸術振興部

〒160-8374 東京都新宿区西新宿6-12-30 芸能花伝舎
Tel: 03-5909-3060 Fax: 03-5909-3061
創造スペース受付 Tel: 03-5909-3066

写真提供

【表紙】

[右から1列上から1番目] 公益社団法人上方落語協会
[右から1列上から2番目] 公益社団法人日本舞踊協会
[右から1列上から3番目] 法村友井バレエ団「アンナ・カレーニナ」／撮影：尾鼻文雄 (Office Obana)
[右から1列上から4番目] 松竹株式会社
[右から1列上から5番目] 一般社団法人現代舞踊協会「律動」／撮影：根本浩太郎 (スタッフ・テスト)
[右から2列上から2番目] 国立劇場おきなわ
[右から2列上から3番目] バレエシヤンプルウエスト「清里フィールドバレエ「海賊」より花園」／撮影：スタッフ・テスト
[右から2列上から4番目] 公益社団法人日本オーケストラ連盟
「3月31日はミミにイチャバン！オーケストラの日2025」
[右から2列上から5番目] 公益社団法人日本劇団協議会「ドリル魂2024」
[右から3列上から1番目] 一般社団法人現代舞踊協会「勇壮な雄」／撮影：テスト大阪
[右から3列上から2番目] 国立劇場
[右から3列上から3番目] 公益社団法人能楽協会
[右から3列上から4番目] 一般社団法人日本フラメンコ協会

【裏表紙】

[左から1列上から6番目] [左から2列上から1番目] 公益社団法人日本舞踊協会
[左から2列上から3番目] 小林紀子バレエ・シアター公演「二羽の鳩」(アシントン振付)／撮影：Yoshitaka Ueno
[左から2列上から5番目] 国立劇場
[左から2列上から7番目] 公益社団法人日本劇団協議会「流れる血、あたたかく」／撮影：横田敦史
[左から3列上から2番目] 一般社団法人現代舞踊協会「白象～沈黙のエネルギー～」／撮影：根本浩太郎 (スタッフ・テスト)
[左から3列上から3番目] 公益社団法人日本劇団協議会「桜の園」／撮影：清水ジョー
[左から3列上から4番目] 一般社団法人現代舞踊協会「いきるもの」／撮影：羽田哲也
[左から3列上から5番目] 一般社団法人日本フラメンコ協会
[左から3列上から6番目] 一般社団法人現代舞踊協会「裸足のカノン」／撮影：テスト大阪
[左から3列上から7番目] NBA バレエ団「くるみ割り人形」／撮影：瀬戸秀美

